

■ 墓標（類）設置工事の際の主な注意事項 ■

工事は、墓参者の危険や迷惑にならないよう、また、他の区画の墓標（類）や縁石、園路等を傷つけたり汚したりすることのないよう十分注意して施工してください。

基本事項

作業者一人一人に必ず周知理解させてください

ここは公園です。公園として利用者に配慮して工事をしてください。

- 1 墓標（類）設置区画の場所（ブロック・列・番）の確認を必ずしてください。
- 2 工事区画の幅、奥行きなどは実測を行い、墓標、盛土、囲障など設置するものの高さ及び境界ピンからの距離を確認してください。
- 3 工事中は、「工事承認標」を工事区画内に表示してください。
- 4 「工事承認標」は、紛失や破損をしないよう取扱に注意してください。
- 5 墓標の高さはモルタル部を含んでいるので注意してください。
- 6 他の区画を利用して工事をしないでください。
- 7 植栽帯などで工事をしないでください。
- 8 バリケード、募集看板など、設置してあるものに手を触れないでください。

工事中の注意

- 1 普通墓地で墓石工事をする場合、基礎は30cm以上掘り、コンクリートその他これに類する資材を用いて、隣接する区画の掘削時等に崩壊することのないよう注意して施工してください。
また、深さと施工方法を確認し、基礎の写真2枚を撮影してください。
- 2 芝生墓地のカロートに手を加える場合は、職員の立会のもとで作業を行い、作業段階ごとに写真を撮影してください。
- 3 コンクリート・モルタル等の使用時には、園路や墓参道等へ落とさないよう養生し、汚した場合は、すみやかに清掃してください。落としたり捨てることは、不法投棄とみなされ1,000万円以下の罰金があります。
- 4 キャタピラのついた運搬車の使用はできません。
- 5 芝生墓地で手押車を使用する場合、道板を敷いてその上を走らせてください。
- 6 他の区画に影響を与える状態では、チェーンブロックの使用はできません。
- 7 小型クローラクレーンの使用時（普通墓地3㎡以上）は、使用日の前日までに、使用届を提出してください。
- 8 テントの使用はできません。
- 9 墓標（類）等の設置工事のために園内の水道を使用することはできません。必要分は持参してください。
- 10 木に道具、作業服をかけたたりもたれかけさせないでください。
- 11 クレーンのアウトリガーは通常車両が通行するところに設置してください。歩道等に設置しないでください。

工事後の注意

- 1 園路や墓参道に、資材を絶対に放置しないでください。
- 2 工事で発生したゴミ、残土、不要になった資材などは必ず持ち帰ってください。
- 3 用具などの洗浄水は、園内に捨てないでください。

工事完了検査

- 1 工事完了後、「工事承認標」と必要事項（承認番号、設置区画の場所、施工業者名、使用者名）を記入した写真を、みどりが丘公園事務所へ提出し、検査を受けてください。
- 2 写真及び「工事承認標」を提出してから検査終了までの時間は、おおむね次のとおりです。

提出期限	検査終了
正午	その日の午後4時頃
午後4時半	翌開庁日の午後1時頃

時間厳守

***検査が終了するまで、白布等で墓石をおおわないでください。**

- 3 検査が終了したら墓地の使用許可証を返却するので、墓地の使用者に必ず返してください。

注意事項

- 1 誤って他の区画の墓標（類）や募集区画看板、縁石、園路等を傷つけたり汚したりした場合等は、すみやかにみどりが丘公園事務所に届け出てください。
- 2 お盆、お彼岸等で、工事のできない期間があります。
- 3 その他不明な点は、みどりが丘公園事務所へ問い合わせてください。

名古屋市みどりが丘公園事務所 TEL(052)876-9877 FAX(052)877-0542